

Costume and Textile

No. 2

服飾文化学会会報

2001年7月



第2回 総会・大会を終えて

服飾文化学会第2回総会・大会は2001年5月18日、19日、20日の3日間にわたって相模女子大学で盛大に開催された。相模女子大学は昨年創立100周年をむかえ、広々としたキャンパスの中、巨木繁る緑豊かな学園であるが、都心より離れているというイメージがあり、多数の参加者が得られるかどうか関係者一同とても不安であった。が、100名に近い先生方のご出席をいただき、発表、質疑応答等活発に展開された。

口頭発表14件、作品展示発表11件で、口頭発表では本学会の幅広い教育・研究分野を示して素材、染色、構成、着装、心理、歴史関係にわたって発表があった。作品展示発表では実際の教育現

場でいかに教育効果をあげるか工夫された作品や素材の特性を配慮した独創的なデザインの造形作品が会場いっぱい発表された。



口頭発表、作品展示発表ともに先生方の日頃の研究成果がいかに発揮され、熱気あふれる大会であった。

総会は石山彰会長の挨拶の後、前年度の事業報告、会計報告があり、つづいて本年度の事業計画および予算案の承認を得、総会を終了した。総会の特別講演では「山伏の衣体」と題して相模女子大学、岡千曲先生よりご自身が毎年羽黒山において山伏の修業を行っておられることから、修業生活についての貴重な体験や山伏の衣服について実物を示しながら解説をしていただいた。

★ 5月19日 (土)

口頭発表 第1部	
14:00	<p>・座長 藤居眞理子</p> <p>A-1 新素材の服飾文化へのアプローチ —新繊維素材の特徴と加工—(その2) 聖徳大学 ○伊藤 一郎 三石 幸夫</p>
	<p>・座長 伊藤一郎</p> <p>A-2 濃色ジーンズの洗浄と退色 東京家政学院大学 藤居眞理子</p>
	<p>・座長 杉田洋子</p> <p>A-3 現代の視点からみた和服構成 大妻女子大学 笹本 信子 ○谷藤和歌子</p> <p>A-4 くせとりに関する一考察 東京家政大学 雲田 直子</p>
15:00	<p>・座長 雲田直子</p> <p>A-5 フリルに関する一考察 杉野女子大学 安部 智子</p> <p>A-6 白衣着用時における女子学生の気分の分析 國學院大學栃木短期大学 杉田 洋子</p>
	<p>・座長 渡辺くにあ</p> <p>A-7 中国雲南省の絞り染めについて 共立女子大学大学院生 ○川井裕里江 共立女子大学 伊藤 紀之</p> <p>A-8 山丹服・蝦夷錦の文様(4) 昭和女子大学 村井不二子</p>
16:00 ~ 16:30	総会
16:30 ~ 17:30	特別講演「山伏の衣体」 相模女子大学助教授 岡 千曲 氏
18:00 ~ 19:30	懇親会

★ 5月20日 (日) —I

口頭発表 第2部	
9:30	<p>・座長 村井不二子</p> <p>B-1 縫製を必要としない立体(衣服)設計の為のサンプルについて 大手前女子短期大学 村岡三喜子</p>
	<p>・座長 佐藤泰子</p> <p>B-2 中世初頭的女子服飾 —「一遍上人絵伝」を資料として着装法をみる— 早見芸術学園 葉山美知子</p>
10:00	<p>・座長 泉山幸代</p> <p>B-3 ジャポニスムと流行 —19世紀末から20世紀初頭の舞台・衣裳の重要性— 実践女子大学大学院生 ○小林香名子 実践女子大学 鍛島 康子</p> <p>B-4 鹿鳴館時代の仮装舞踏服 大妻女子大学 石井とめ子</p>
	<p>・座長 鍛島康子</p> <p>B-5 『三四郎』における「白のイメージ」と「部分の洋装」 青山学院女子短期大学 鈴木すゞ江</p> <p>B-6 「VOGUE」研究 文化女子大学非常勤講師 古賀 令子</p>
11:00 終了	
11:05 ~ 12:00	作品展示発表 ショートスピーチ・質疑応答

★ 5月20日 (日) —II

作品展示発表 ショートスピーチ・質疑応答	
11:05	<p>・座長 本間小枝子</p> <p>T-1 創作帯結び(6)(7) 全日本着付士職業訓練校 渡辺 昭子</p> <p>T-2 創作帯結び(8)(9)(10) 全日本着付士職業訓練校 石川圭井子</p>
	<p>・座長 岡田宣世</p> <p>T-3 スラッシュキルト2題 相模女子大学短期大学部 田中 百子</p> <p>T-4 ステンシル染めの布を使ったパッチワーク 青山学院女子短期大学 鈴木すゞ江</p> <p>T-5 重なるの構成—素材の表情を引き出す— 成安造形短期大学 森下あおい</p> <p>T-6 フェルティングを組み合わせた藍染めによるニット作品 和洋女子大学短期大学部 多田 洋子</p>
11:35	<p>・座長 鈴木すゞ江</p>

- T-7 シルクオーガンジーとフェルト制作によるピンワークドレス2点
相模女子大学短期大学部 池田 節子
- T-8 タペストリー作品「ウエーブ3」
相模女子大学短期大学部 池田 節子
- T-9 19世紀の衣服装飾からイメージしたドレス-puff・ruched frill-
北海道浅井学園大学短期大学部 泉山 幸代
- T-10 仮装舞踏服の倣製-鹿鳴館時代-
大妻女子大学非常勤講師 ○大網美代子
大妻女子大学 石井とめ子
- T-11 未来に向けてスウィング〈ウェディング〉
大韓民国：麗水工業大学 (杉野女子大学留学生)
金 美淑

12:00
終了



総会・大会の一環として行われた見学会は昨年、ISO14001を認証取得登録した服部センコーブリビジョンの捺染工場(横浜市)と同じくISO14001を認証取得登録をした神奈川県産業技術総合研究所(海老名市)を訪ねた。服部センコーでは現在ではめずらしくネッカチーフやハンカチーフの手染めも行っており、染色工程や工場の心臓部ともいえる配色にかかわる実験室等を見学した。産業

技術総合研究所では地域産業の振興活性化のために研究開発、技術支援、人材育成および技術情報・交流の4本柱で事業を展開している研究所のあり方を学ぶことができた。

これら総会・大会、見学会で学んだ知識や体験は、服飾教育・研究に携わるわたくしたちにとって更なる刺激となり、現場での教育・研究に大きな成果をもたらし、生かされるものであるかを痛切に感じた次第である。

(実行委員長 永井房子)

第2回 論文発表会を終えて

第2回服飾文化学会論文発表会は、平成13年3月3日(土)、14時30分より、大妻女子大学(千代田区三番町)にて開催された。参加校9校からの卒業論文8件、修士論文5件、併せて13件の発表が、会場ほぼ一杯の参加者を迎えて行われた。論文題目は次のとおり。

卒業論文

- ・ポンパドゥール侯爵夫人
-肖像画から探る服飾-
寺川麻依子(大妻女子大学)
- ・アーミッシュの生活と衣服
堤 宣子(杉野女子大学)
- ・身体の解放へ
-19世紀末から20世紀初頭のコレットの
変遷から-
本杉 理恵(実践女子大学)
- ・音楽と衣服

-パンク・ミュージックを中心として-

- 杉上 令子(共立女子大学)
 - ・『万葉集』に記された7・8世紀の服飾と生活
管野 絢子(文化女子大学)
 - ・バリの更紗-観光化とバリ・パティッカー-
松下 修子(日本女子大学)
 - ・19世紀初頭の資料をもとにしたウェディング
ドレス
佐々木智子(和洋女子大学)
 - ・ビザンチン宮廷衣裳の再現
小方めぐみ
鈴木 幸恵(昭和女子大学)
- ### 修士論文
- ・19世紀中頃の英国のデザイン
-“Journal of Design and Manufactures”と
1851年ロンドン万国博覧会のカタログを事例
として-

- 野澤久美子 (共立女子大学家政学研究科)
- ・ ヴィクトリア朝後期の子ども服
 - － ミレーの作品《チェリー・ライブ》と《しゃぼんだま》をめぐって－
 - 長嶺 倫子 (お茶の水女子大学人間文化研究科)
 - ・ 「茶屋染」考
 - － その名称の由来と豪商茶屋家をめぐって－
 - 遠藤 貴子 (日本女子大学家政学研究科)
 - ・ アパレル・マーチャンダイジングに関する一考察
 - － 産業的側面を中心に－
 - 高橋 素味 (文化女子大学家政学研究科)

- ・ 不確実性下の On-Stop Marketing
 - － 東大門市場をモデルにした Real-Time Marketing 分析－
- 趙 美那 (文化女子大学家政学研究科)
- 発表終了後、懇親会 (於大妻女子大学アナトリウム) が開かれ、茶菓・軽食を囲んで盛会の内に散会した。
- 第1回の際に比べて修士論文の発表件数の増加から、今後ますますの発展が期待される。
- (発表会担当 能澤)

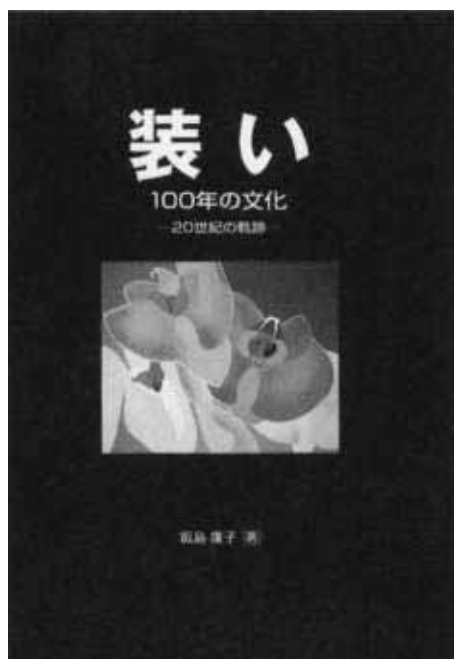
*****会員からのおたより*****

「装い 100 年の文化 — 20 世紀の軌跡 —」

この本は新聞に連載したものをまとめたものである。出版に際して、実践女子学園学術・教育研究の助成を得たので、市販はしていない。内容は日本を中心に、過去 100 年を私なりの視点で記述したものである。つまり、日本人の装いを、洋装化と既製服化の 2 点に焦点をあて、社会・経済・

産業の中で、そして海外デザイナーたちの影響の中で創られたとした。これは、モードやファッションの記述ではなく、人が環境 (文化) の中で装った軌跡である。この点について興味ある話が思い出される。それは、デザイナーの川久保玲氏 (2000 年度芸術選奨を文化庁から受けた) に写真の使用を申し込んで断られたことである。その理由を簡単に言えば、作品のデザインについての本なら良いが、文化についての本なので、ということであった。図版の使用については、そのようなわけで新聞の掲載の時とは多少異なっている。

(A4 判 111 頁、2001 年 2 月発行、製作 DTP 出版)
実践女子大学 鍛島康子



「ファッションデザイン史」

20 世紀の大量生産と大量消費の工業化社会の中では、デザインは「工業製品の美学」として発展した。しかし、工業化社会が極度に進展してきた世界では、モノそのものから離れ、表層での戯れ、過剰な機能の詰め込みに陥り、ただ単に浪費を促進するだけになった。今日、環境問題などからも、このようなモノづくりや方法が改めて問われ、それに関連してデザインの方向付けが探られている。

「モノの進化」は、有名デザイナーのみが創り出

すのではなく、モノを作る人々や産業、製品が売られる社会との関係性によって決められる。つまり、デザイン特有の課題とは、デザインの発信者と受容者の間に横たわる諸問題を結びつけることである。一方、デザイン製品が、人々の欲望を具現化するものであるなら、文化におけるデザインの意義と、デザインが生活や精神に及ぼす影響についても視野にいれなければならないだろう。

『ファッションデザイン史』は、上記のデザイン史の枠組みの中でファッションの歴史を論じようとする試みである。本書では、デザインの一側面(発信者側)ーモノの美的側面を、時代を表徴するデザイナーの作品やそのデザイン思想を可能な限り盛り込むよう努め、代表作については、デザイン要素の色彩・素材・形態に関して詳細に述べた。特に形態については、時代を代表するスタイルの裁断図をイラストとともに掲載した。もう一方の側面(受容者側)ーデザインを売れるようにするさまざまな観念と生産方式に関しては、意識の変化に基づく風俗や身体観の変化、およびテクノロジーやメディアを軸として記述した。日本の服飾

との関連性も、本文中に入れると煩雑に陥るため割愛したが、巻末に年表として掲載し、併せて図版を貼付した。

(B6判 203頁、2000年7月発行、スカイドア社 定価2,200円(本体))

京都女子大学 常見美紀子

「ファッションデザイナー (発想からビジネスまで)」

ファッションビジネスの世界は様々な業種の仕事から成り立っている。素材開発などの繊維業界(川上)、商品企画、デザイン、パターン、縫製などのアパレル業界(川中)、製品を売るデパートなどの小売業界(川下)。主にアパレルメーカーで働くファッションデザイナーの仕事を通して、これらの仕事を把握できるように説明。デザイナーの誕生、アパレルメーカー、ブランド、情報収集、流行色、テキスタイルデザイン、展示会など、ファッションビジネス全体を具体的に描いている。

(四六判 312頁、平凡社 定価1,942円(本体))

大妻女子大学 柳澤元子



服飾文化学会会則の改正

新	旧
<p>(役員の選任) 第18条 本会の役員は、別に定めるところにより、理事および監事を正会員から選出する。 2. 別に定めるところにより、理事から会長および副会長を選出する。</p> <p>(役員の任期) 第22条 役員の任期は2カ年とし、当年度の4月から、次々年度の3月までとする。ただし、再任を妨げない。会長、副会長および監事の再任は1回限りとする。 2. 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3. 役員は任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行なう。</p> <p>(評議員) 第23条 本会に評議員若干名を置く。ただし、当分の間、本会正会員がこれにあたる。 2. 評議員の任期は2カ年とする。当年度の1月から、次々年度の12月までとし、再任を妨げない。 3. 評議員は、評議会を組織し、理事会の諮問する事項、その他必要と認める事項について意見を表明することができる。</p> <p>付 則 本会則は2000年1月29日より施行する。 本会則の改正は、2001年5月19日より施行する。</p>	<p>(役員の選任) 第18条 本会の役員は、別に定めるところにより、理事および監事は正会員から選出する。 2. 別に定めるところにより、理事から会長・副会長および監査を選出する。</p> <p>(役員の任期) 第22条 役員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。ただし、理事の任期は2期を限度として、4年ごと半数交代を原則とする。 2. 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3. 役員は任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行なう。</p> <p>(評議員) 第23条 本会に評議員若干名を置く。 [削除] 2. 評議員の選挙運営は、服飾文化学会役員および評議員選挙規定により正会員のなかから、正会員の選挙によって定める。 3. 評議員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。 4. 評議員は、会長の諮問に答えるほか、別の定めるところにより、理事会に出席し、意見を表明することができる。</p> <p>付 則 2. 本会則は、2000年1月29日、大妻女子大学で開催される発起人総会をもって発行する。</p>

服飾文化学会細則の改正

新	旧
<p>第1条 役員の選任 学会設立の日から、第1回会員総会までは、服飾文化学会設立準備委員が理事および監事となる。 2. 前項の理事で構成される理事会が必要と認めた場合は、理事会の議決を経て、理事を追加することができる。ただし、その場合の任期は第1回会員総会がおこなわれる日までとする。 3. 第2期以降の理事および監事の選出は、評議員ならびに理事の投票によって行なう。 4. 理事に就任したものは、評議員を兼ねることはできない。 5. 会長および副会長は、理事のなかから理事会で選出される。この時の理事会の議長は、監事の互選により選出する。</p> <p>第3条 評議員 学会設立の日から、第1回の会長総会が開催されるまでは、学会発起人が評議員となる。 2. 第2期以降の評議員は、<u>当分の間</u>、本会正会員がこれにあたる。 3. 評議員は理事会の要請があった場合、または、20名以上の評議員が要求した場合、理事会に出席し意見を表明することができる。</p>	<p>第1条 役員の選任 学会設立の日から、第1回会員総会までは、服飾文化学会設立準備委員が理事および監事となる。 2. 前項の理事で構成される理事会が必要と認めた場合は、理事会の議決を経て、理事を追加することができる。ただし、その場合の任期は第1回会員総会がおこなわれる日までとする。 3. 第2期以降の理事および監事の選出は (選挙時の) <u>評議員ならびに理事の投票</u>によって行なう。 4. 理事に就任したものは、評議員を兼ねることはできない。 5. 会長および副会長は、理事のなかから理事会で選出される。この時の理事会の議長は、監事の互選により選出する。</p> <p>第3条 評議員 学会設立の日から、第1回の会員総会が開催されるまでは、学会発起人が評議員となる。 2. 第2期の評議員は、本会正会員がこれにあたる。 [削除] 3. 第3期以降の評議員の選挙運営は、<u>服飾文化学会役員および評議員選挙規定</u>によって行なう。 [削除] 4. <u>理事会は、学会の運営上、必要と認めたものを評議員として推薦</u>できる。ただし、その数は前項の数の半数以下とする。 5. 評議員は理事会の要請があった場合、または、10名以上の評議員が要求した場合に、<u>理事会に出席し意見を表明</u>する。</p>

服飾文化学会役員および評議員選挙に関する内規

第1章 総則

(適用の範囲)

第1条 理事・監事および評議員の選挙は、服飾文化学会会則（以下、会則という）の定めるところによるほか、この内規によって実施する。

(選挙執行者)

第2条 選挙の執行者は、会長とする。

(選挙の管理)

第3条 第1条の選挙は、すべて、選挙管理委員会が管理する。

(選挙の方法)

第4条 理事および監事の選挙は、所定の投票用紙を用いる書面による投票とする。

2. 選挙管理委員会は、退任する理事および監事の任期満了までに選挙期日を含め、これを有権者に告知するとともに、所定の投票用紙を送付しなければならない。
3. 推薦する理事および監事の候補者は、理事会で推薦する。
4. 投票者は、前項の投票用紙に選出しようとする者を記載し、指定された選挙期日までに到着するよう、投票用紙を選挙管理委員会に郵送しなければならない。

(投票の効力)

第5条 投票の効力は、選挙管理委員会がこれを決定する。

2. 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。
 - 1) 第4条第4項の規定に違反するもの
 - 2) 指定した選挙期日後に到着したもの（開票前に到着したもので、指定した選挙期日までの消印があるものは有効とする）
 - 3) 投票用封筒に記号、文字を記入した場合
 - 4) 返信用封筒の差出欄に住所、氏名の記入がない場合

(当選人の決定)

第6条 有効投票数の多い順序によって、当選人を決定する。

2. 選挙管理委員会は、当選人が決定した場合、これを会長に報告するとともに、学会報に選挙の結果を公告しなければならない。

(当選の無効)

第7条 当選人が辞退もしくは退会、あるいは、会則第16条に定めるところにより会員の資格を失うに至った場合にあっては、当該人の当選は無効とし、次点者のうちから得票数の多い順に補欠者を選出する。

2. 前項により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 当選の無効が決定されたときは、前条第2項の規定を準用する。

(記録の保存)

第8条 選挙管理委員会は、選挙に関する記録を作成し、全投票とともに、これを当該選挙にかかる役員の任期期間保存しなければならない。

第2章 選挙管理委員会

(委員会の任務)

第9条 選挙管理委員会は、本会の役員選挙を公正に執行ならびに管理するため、会長の補佐機関として設置される。

(委員会組織・運営)

第10条 選挙管理委員会は、選挙管理委員会担当理事を含めて5名の委員をもって構成する。

2. 委員の選出は、理事会において行なう。
3. 委員の任期は2年とし、役員選挙実施年度の10月1日に始まり次々年度9月31日に終る。ただし、その再任を妨げない。
4. 委員に欠員が生じた場合、理事会は委員の補充を行なう。この補充により新たに就任した委員の任期は、前任の残任期間とする。
5. 選挙管理委員会には、委員会を代表してその事務を総括する委員長1名を置く。この委員長は、選挙管理委員会担当理事をもって充てる。
6. 選挙管理委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
7. 選挙管理委員会のすべての議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第3章 評議員の選挙

第11条 会則第23条により当分の間、評議員の選挙は行なわない。

第4章 理事および監事の選挙

(選挙権)

第12条 理事および監事を選出するための選挙権は、役員選挙実施前年度末現在の正会員がこれを行使する。

2. 会則第16条の規定に該当する者は、前項の役員を選出するための選挙権を行使することができない。

(被選挙人)

第13条 理事および監事の被選挙人は、あらかじめ理事会が推薦する候補者とする。

(選挙の方法)

第14条 選挙管理委員会は、理事、監事の選挙を実施するために第12条に定める正会員に対し、所定の投票用紙を送付しなければならない。

2. 選挙管理委員会が送付する投票用紙は、いずれも会長印が押されたもので、次の2種類とする。

理事選挙投票用紙および監事選挙投票用紙

3. 投票者は、選挙管理委員会があらかじめ定めた期日までに、投票用紙を選挙管理委員会に郵送しなければならない。

(選挙結果の確定)

第15条 選挙管理委員会は、役員選挙実施年度の3月31日までに、理事ならびに監事の新役員を確定し、会長に報告しなければならない。

第5章 会長および副会長の選挙

第16条 会長および副会長の選挙は、新年度第1回の理事会において実施する。

2. 会長および副会長選挙の際の議長は、監事の互選により選出する。

付 則

第1条 この内規は、理事会の議決により変更することができる。

第2条 この内規は、平成13年6月30日から施行する。

服飾文化学会誌研究論文投稿規定の変更

<付記>

審査通信費：1件につき、一律3,000円とする。

掲 載 料：刷り上がり1頁につき、4,000円とする（別刷30部を含む。頁数・部数を超える場合には著者負担とする）。

送 付 先：〒102-0075 東京都千代田区三番町12 大妻女子大学 第3被服意匠学研究室

服飾文化学会事務局 TEL 03-5275-6029 FAX 03-3261-8119

郵便振替の口座番号 00150-7-184189、加入者名 服飾文化学会（通信欄に審査通信費または掲載料と記す。）

*****お知らせ*****

● 学会誌への投稿日程

「服飾文化学会誌」第2号は、2002年2月末日刊行を目指しています。つきましては、下記の日程でご投稿下さいませよう、お知らせ致します。

申込締切 8月末日（金）

投稿締切 9月20日（木）

※「服飾学会誌」創刊号掲載の投稿規定によってご投稿下さい。（編集担当）

● 服飾文化学会 平成14年度総会・大会校決定

期日 平成14年5月（土・日）予定

会場 実践女子大学 香雪記念館

東京都日野市大坂上4-1-1

中央線日野駅下車 徒歩約12分

内容 見学会・研究発表・特別講演・懇親会
（学内食堂）

詳細については後日、ご案内いたします。

● 第2回研究例会（2001年度第1回）

10月に杉野女子大での開催を予定しています。

詳細については後日、ご案内いたします。

*****編集後記*****

前期の授業も終わりに近づき、何かとお忙しい日々をお過しのことと存じます。第2号の会報をお手元にお届けいたします。

今年は本学会発足以来、初めての役員選挙の年に当たっております。去る5月19日の第2回総会において「服飾文化学会役員および評議員選挙に関する内規」を一部改正、承認決定されました。本会報に掲載されていますのでご覧ください。これにもとづいて来年1月から3月の間に役員選挙を行いますので、会員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

（事務局）